

議案第 83 号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 17 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 8 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為
をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 15 条中第 13 項を第 14 項とし、同条第 12 項中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項を第 11 項とし、同条第 9 項中「前項第 3 号」を「第 8 項第 3 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 前項の規定は、第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 退職職員（退職した杉並区職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により同条第1項の職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第15条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における杉並区職員の退職手当に関する条例第12条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。
- 3 新条例第15条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第9項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の杉並区職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第15条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対

- する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第9項において準用する同条第8項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する杉並区職員の退職手当に関する条例第15条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
 - 5 施行日前に旧条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する杉並区職員の退職手当に関する条例第15条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全て</u>の期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

3及び4 略

5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と_____

_____みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項_____の規定による期間の年月数とみなして同

3及び4 略

5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団

体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同

- 法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と _____
-
- _____ みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者 _____ に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないうときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 略
- 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業

- 法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないうときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 略
- 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業

促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) 略

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

9 前項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

10 第8項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

11 略

12 略

13 偽りその他不正の行為によつて第

促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) 略

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

9 前項第3号 に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

9 前項第3号 に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

10 略

11 略

12 偽りその他不正の行為によつて第

1 項、第 3 項及び第 5 項から第 9 項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第 10 条の 4 の例による。

1 4 略

1 項、第 3 項及び第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第 10 条の 4 の例による。

1 3 略